

1. 負傷事故報告について

大学の教育研究活動中において発生した事故に対しては、大学からの見舞金および障害保険金の支払いを受けられる可能性があります。

本学の学生本人が事故等によって負傷した場合は、すみやかに学生課まで申し出てください。見舞金や保険の対象となった場合、学生課窓口にて「負傷事故報告書」や「保険金請求書」を受け取り、必要事項を記入の上ご提出ください。

2. 学研災保険金請求手続について

本学では、学部生の方には入学時に学生教育研究災害傷害保険(略称:学研災)に全員加入していただいています。しかし、入学時の保険契約は修業年限(学部生:4年間、短期大学部生:2年間)で終了します。修業年限を超えて在学される場合は、新年度より補償の対象外となるため、任意加入されることをお勧めしています。大学院生の方については毎年全員加入しています。

この保険では「① 正課中、② 学校行事中、③ ①②以外で大学施設内にいる間、④ 課外活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合」と「⑤ 被保険者(学生)の住居と学校施設等との間の通学、⑥ 学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合」に下表の治療日数にしたがって保険金が支払われます(病気は対象外)。

なお、事故の状況と治療日数によっては保険金の請求が出来ない(免責になる)ことがありますので、あらかじめご了承ください。

	平常の生活ができるようになるまでの治療日数*	支払保険金	入院加算金
正課中・学校行事中	1日～3日	3,000円	入院1日につき 4,000円 (注)入院加算金は、 医療保険金に関係 なく、入院1日目 から支払われます。 (180日を限度)
通学中・学校施設等相互間の移動中 (治療日数4日以上を要する)	4日～6日	6,000円	
	7日～13日	15,000円	
上記以外の学校施設内、学校施設内 外の課外活動中 (治療日数14日以上を要する)	14日～29日	30,000円	
	30日～59日	50,000円	
	60日～89日	80,000円	
	90日～119日	110,000円	
	120日～149日	140,000円	
	150日～179日	170,000円	
	180日～269日	200,000円	
270日～	300,000円		

※ ここでいう「治療日数」は実際に通院・入院した日数を指します。治療期間の全日数が対象になるのではないので注意してください。

※ 「学研災付帯学生生活総合保険」加入者は、株式会社エヌ・イー・エス (Phone 052-835-0176) に直接保険請求手続きをしてください。

3. 学生の負傷事故に対する見舞金について

本学では学生の負傷事故に対して見舞金を支給する制度があります。この制度は本学の制度ですので、上記の保険(学研災)とは別に治療期間に従って支給されます。見舞金の支給を受けるためには、学生課に負傷事故報告書に必要事項を記載の上、提出してください。

正課中等の事故*¹により負傷した場合

治療期間* ²	見舞金支給額	入院加算金
7日～13日	3,000円	入院日数にかかわらず一律 1,000円が見舞金支給額に加 算されます。
14日～20日	5,000円	
21日～29日	7,000円	
30日以上* ³	10,000円	なし

※¹ 事故の定義は学研災の対象となる活動範囲に準じます。

※² 治療期間は実際に通院した日数を指し、治療期間の全日数が対象になるのではないので注意してください。

※ 治療期間が7日未満の場合、見舞金は支給されません。

※ 見舞金は治療状況の報告が複数にわたった場合でも、一つの事故に対して1回のみ支払われます。

4. 南山学園内規「学生・生徒等傷病、災害見舞ならびに死亡弔慰に対する見舞金、香典、慰問金支給内規について」

大学の見舞金とは別に、南山学園の見舞金制度があります。ただし、大学の見舞金が支給される場合は対象外です。